

住み良いまち美瑛をみんなで作る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例(平成15年美瑛町条例第号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公募委員の任命)

第2条 町の機関は、審議会等の公募委員の任命にあたって、選考基準を作成し、選考するものとする。

(委員公募の特例)

第3条 条例第8条に規定する特別な場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 審議会等の委員構成又は委員構成の一部が法令によって定められている場合
- (2) 審議会等の審議事項が、専門性及び特別な経験を要すると認められる場合
- (3) 審議会等の審議事項が、行政処分に関する審議等を行う場合
- (4) 必要に応じて委員を委嘱する審議会等で委員を公募するいとまがない場合

(公募委員の割合)

第4条 条例第8条に規定する定数の一部とは、委員定数のおおむね3割とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 審議会等の委員に応募した者が公募した数に満たない場合
- (2) 審議会等の委員に応募した者が選考基準に適さない場合

(町民意見等の把握のための施策)

第5条 条例第10条第1項第3号に規定する町民意見等の把握とは次に掲げる取り組みをいう。

- (1) 地区まちづくり懇談会
- (2) 町長への手紙
- (3) 町政モニター制度
- (4) その他町民意見等の把握のために行う施策

(町民コメントの適用除外)

第6条 審議会等が、条例第11条第1項に規定する町民コメント制度(以下「町民コメント」という。)に準じた手続きを経て行う報告、答申等に基づき町の機関が計画等を立案する場合は、町民コメントは要しないものとする。

(町民コメントの公表)

第7条 町の機関は、町民コメントを公表するときは、町民意見提出期限の1月前までに町ホームページへの掲載、町広報誌への掲載、役場町民コーナーへの掲示等により行うものとする。

2 町民コメントの公表内容は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 案件名
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 対象となる事案等の内容
- (5) その他必要な事項

(町民コメントの提出方法)

第8条 町民コメントに関する町民意見等の提出にあたっては、その記録性を確保できる範囲で、多様な方法を認めるものとする。

(町民意見等の処理)

第9条 町の機関は、町民コメントにおいて町民から提出された意見等を十分考慮して、意思決定を行うものとする。

(まちづくり町民集会の公表等)

第10条 町の機関は、条例第12条に規定するまちづくり町民集会(以下「集会」という。)を開催する場合は、あらかじめ、集会の日時、場所、案件等必要な事項を町民に公表しなければならない。

2 町の機関は、集会を開催したときは、開催日時、開催場所、対象とした事案の内容、町民から出された意見その他必要な事項を記録しなければならない。

3 町の機関は、前項の記録を公表するものとする。

(集会の運営)

第11条 集会は、町の機関の長が指名する者が議長となり、主宰する。

2 集会の参加者は、集会の円滑な進行を図るために議長の指示に従わなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、集会の運営に関する事項は町の機関が別に定める。

(町民意見等の反映に向けた検討機関)

第12条 町の機関は、条例第10条第1項各号及び条例第15条第1項に規定する町民意見等の検討機関として、庁内に町民意見等検討委員会(以下「検討委員会」とい

う。)を設置することができる。

2 検討委員会の運営及び委員の構成は、町の機関が別に定める。

(町民意見等の検討結果の公表)

第13条 町の機関は、条例第14条第2項及び条例第15条第2項の規定に基づき町民意見等の検討結果を公表するときは、次の事項を公表するものとする。ただし、公表により美瑛町情報公開条例(平成15年美瑛町条例第 号)第6条の非公開情報が明らかになるときはこの限りでない。

(1) 提出された意見等の内容

(2) 提出された意見等の検討経過並びに検討結果及びその理由

(評価の基準)

第14条 町長は、まちづくりの評価(以下「評価」という。)の計画的かつ着実な推進を図るため、評価に関する基準(以下「評価基準」という。)を定めなければならない。

2 評価基準は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 評価の実施に関する基本的な方針

(2) 評価の方法に関する事項

(3) 評価結果の町政への反映に関する事項

(4) 評価結果の公表に関する事項

(5) その他評価の実施に関し必要な事項

3 町長は、評価基準を定めるときは、あらかじめ、町の機関と協議しなければならない。

(評価組織)

第15条 評価を着実かつ円滑に推進するため、庁内に評価検討委員会(以下「評価委員会」という。)を設置するものとする。

2 評価委員会の組織、運営に関する事項は、別に定める。

(評価方法)

第16条 町の機関は、評価を行うときは、政策及び事業の担当部局(以下「所管課」という。)が自ら一次評価を行い、その評価結果を評価委員会に報告するものとする。

2 評価委員会は、所管課から報告された評価結果の全庁的な整合を図るとともに、全庁的視点で二次評価を行いその結果を町の機関の長に報告するものとする。

(評価調書)

第17条 所管課は、評価を行うときは、評価調書を作成しなければならない。

(事務局の設置)

第18条 条例第27条に規定する美瑛町まちづくり委員会の事務局は、政策調整室に置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。